

## SMBC・ベトナムレポート～投資・労務編

# ベトナムにおける外資の商社・販売会社設立の最新実務

本稿では、ベトナムにおける外資の商社および販売会社設立に関する手続き及び実務の留意点について説明します。

2018年01月05日

I-GLOCAL CO., LTD.ホーチミン事務所

Dam Ngoc Thy

E-mail: dam.ngoc.thy@i-glocal.com

## 一. はじめに

ベトナム政府はWTO加盟時の公約に基づき、2009年より外資100%による商社・販売会社の設立を認めた。以後、生産拠点に対して材料や部品の販売をする会社や、ベトナムの豊富な若年層をターゲットとする販売会社等のベトナム進出が急増している。しかし、実務上は、これらの商社設立に関する各種ライセンス発行の審査に多くの管轄機関が関連することや、許可される商品の制限等によって、商社の設立は難易度が高い状況が続いている。背景には、製造業やIT関連企業と異なり、商社は技術や雇用をベトナムに創出しないため、外資企業には市場を容易に開放したくないというベトナム政府の本音があるとみられる。本レポートでは、商社設立に必要なライセンス取得の手続と留意点について説明する。

## 二. 商社設立に関する各種ライセンスの取得の流れ

前回のレポート「ベトナムに進出する際の法人設立の各種ライセンス」の中で、ベトナム改正企業法(注1)及びベトナム改正投資法(注2)では、外資の会社設立にあたり、まず投資登録証明書(以下「IRC」という)と企業登録証明書(以下「ERC」という)を取得し、その上で、会社の事業内容によってその事業を実施するための条件を満たすという特別の許可書の申請も必要な時がある、と説明した。商社の場合は、まさにIRCとERCの以外に、販売活動に関するビジネスライセンス(以下「BL」という)の取得も必要となる。IRCとERCは各地方の投資局や

(注1) 2014年11月26日ベトナム国会承認、2015年7月1日施行の企業法Law 68/2014/QH13号

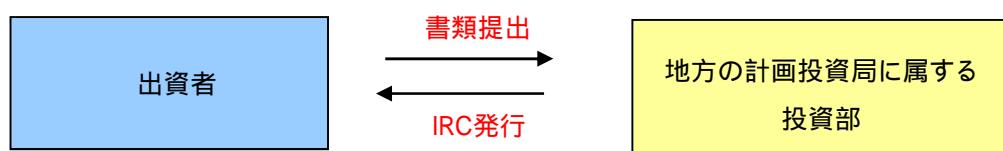
(注2) 2014年11月26日ベトナム国会承認、2015年7月1日施行の投資法Law 67/2014/QH13号

工業団地管理委員会が発行できるが、BL はどこの地域で設立したとしてもハノイにある商工省の承認(注3)がないと許可が得られない。また、取扱商品が特殊(化学品、農薬品、薬等)な場合、商工省はさらに専門管轄機関(農村発展農業省、医療省等)にも審査の可否について意見を得た後に許可するケースもある。このように、多くの政府機関に関連しているため、BL 取得には多くの時間を要し、通常 2~3 カ月程度を要することになる。

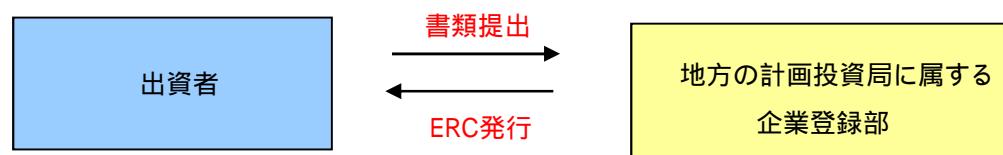
商社・販売会社設立に必要な各ライセンスの取得の流れについて以下の図の通りまとめる。

図 1 外資商社・販売会社設立の流れ

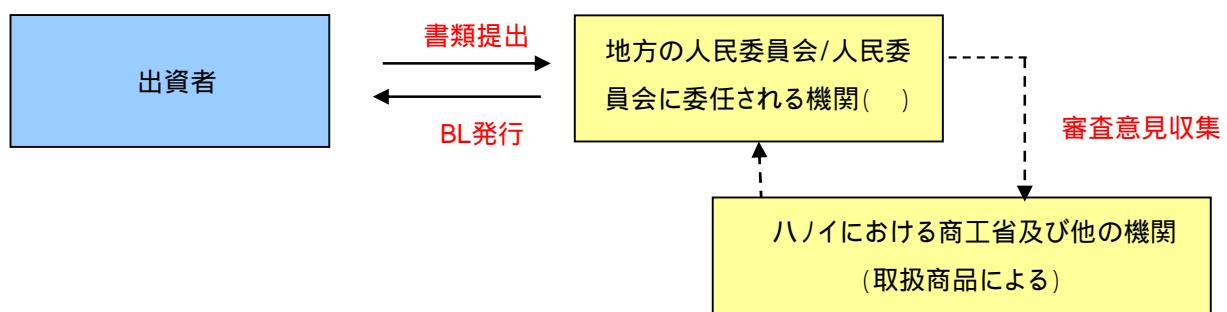
ステップ 1:IRC 申請(15 営業日)



ステップ 2:ERC 申請(3 営業日)



ステップ 3:BL 申請(2-3 か月)



( )政令 Decree 23/2007/ND-CP によると、地方の人民委員会はハノイの商工省の承認を得た後 BL を発行する機関だと規定されているが、実務上、地方によっては、人民委員会がBL 申請書類の受理及びBL 発行の権限を他の行政機関に委任することが多い。ホーチミン市の場合は、BL 申請書類の受理及び発行について、人民委員会は商工局(工業団地に入らない場合)又は工業団地管理委員会(工業団地に入る場合)に委任している。ハノイやビンズン省の場合は、BL 申請書類の受理は人民委員会が投資局(工業団地に入らない場合)又は工業団地管理委員会(工業団地に入る場合)に委任するが、BL 発行は人民委員会が自ら発行している。

(注3) 2007年02月12日ベトナム政府発行、2007年02月24日施行の政令Decree 23/2007/ND-CPにより

### 三. 商社・販売会社設立に関する留意点

#### 外資系商社・販売会社の活動範囲

外資系商社・販売会社の活動範囲は、次の三つのライセンスに大分される。

- ・ **輸入権**: ベトナム国外の商品をベトナム国内に輸入し、該当商品の販売権を有する企業に販売する。従って、この輸入権を取得すると、同時に卸売も可能となる。
- ・ **輸出権**: ベトナム国内の販売権を有する企業から商品を購入し、海外に輸出する。
- ・ **販売権(流通権)**: 卸売だけでなく、小売販売権が含まれるライセンス。

なお、ベトナムにおける「小売」とは、最終消費者に販売する活動と定義されているが、その「最終消費者」は個人に限定されず、転売せずに自ら商品を利用する企業も含まれている。そのため、生産材料としての商品を製造企業に販売する活動や、文房具等の消耗品を企業に販売する活動も「小売」となる。これは他国で一般的に解釈されている「小売」の定義より範囲が広いため、注意が必要である。

#### HS コードの制限

法律に規定はないものの、外資の商社設立の申請時には、IRC、ERC 及び BL 申請書類上、輸入・輸出・販売商品の種類だけではなく、取り扱うすべての商品の HS コード(10 衍の商品の輸出入統計品目コード)の最初の 4 衍を明記する必要がある。商品の HS コードは BL 上に明記される。そして、設立後には、BL に記載された HS コード以外の商品は取り扱うことができない。このため、各種ライセンスの申請時には、将来的に取り扱う可能性のある商品も含めたすべての HS コードをリストアップして申請することをお勧めする。

一方、HS コードの数ではなく、HS コードの内容そのものによって申請に要する時間と難易度は変動する。WTO 加盟に対するベトナム作業部会の報告第 146 段落において、WTO 加盟後、すべての外国企業および個人は、ベトナムの管轄官庁に登録さえすれば、同報告書 8(a)「輸入品開放ロードマップ」、8(b)「輸出品開放ロードマップ」、および 8(c)「国営企業向けに限定する商品表」で制限されている品目以外は、輸出入が認められる旨が明記されている。しかしながら、ベトナム商工省の指導により、各管轄機関は商工省発行の「輸入を奨励しない商品リスト」および「ベトナム国内で生産可能な設備・材料リスト」に基づき、取扱商品の認可を行っている。そのリストに該当する商品を申請する場合、当局に何度も追加説明を要求され審査に時間がかかり、最終的に認可されないケースもある。従って、申請の前には、申請予定の HS コードがこのリストに入っているか否か、また、入っているのであればそれが本当に必要な HS コードか否かを事前に調査・検討することをお勧めする。

#### 店舗展開の制限

法令上は、外資商社の店舗設立申請の場合、店舗設立許可書を別に申請する必要があるが、商社機能を初めて申請する際、最初の小売1店舗の設置を BL とあわせて一度に申請することが認められている。しかし、実務上は、店舗に関する書類(賃貸契約書および物件所有者に関する書類等)の提出が別途必要であり、当局は

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

店舗設立の可否に関して関連機関(交通管理機関、店舗所在地の人民委員会等)に審査意見を聞くため、商社ライセンスの取得自体にも時間を要するなど影響を与えてしまう。そのため、店舗設立は申請せず、商品は一時的に倉庫に保管し、直接顧客に輸送する方法をとっている会社が多い。

また、従来の規定では外資系小売業が多店舗展開を進める場合、2店舗目以降の出店については、出店希望地域における既存小売店舗数・市場の安定性・人口密度・地域の開発計画との整合性等の判断基準(Economic Needs Test、ENTという)により、その可否を地方の人民委員会が判断するとされている。一方、2013年6月7日より有効となった通達08/2013/TT-BCTにより、2店舗目以降の出店予定地が省・中央直轄都市であり、販売活動のために計画されるインフラが整備されている地域であれば、500m<sup>2</sup>未満の面積の店舗に対してはENTを免除する規制緩和がなされている。しかし、その場合でも2店舗目に対して、BLと別に、小売店舗設立許可書の申請が必要で、申請書類にはENTと同様の内容(市場のニーズ・市場の安定性・人口密度・地域の開発計画との整合性等)について説明し、商工省の承認が必要となっているため、事実上、規制緩和がされておらず、申請書類の作成や商工省等の役所対応等、ハードルの高い手続きが必要となることに留意されたい。

#### 四. おわりに

ベトナムにおける商社・販売ライセンス取得の現状の実態を可能な限り説明した。ベトナムがより魅力的な投資先として注目される一方で、ベトナム国内の法律の整備不足や、法律と実際の運用があまりにも乖離しているため、外国企業の進出の足かせになってしまっており、そのような状況を解決するための新たな規定や運用の改善が必要となっている。しかし、市場として潜在力の高いベトナムへ早期の進出を検討する企業にとっては、さらなる法改正や運用の改善を待つ余裕は当然ながら無い。そのため、従来から存在する取扱品目制限などの問題や、法改正による影響など、本レポートで説明したような現状の課題を可能な限り把握した上で、ライセンス取得申請を進めるをお勧めする。

以上

I-GLOCAL CO., LTD. は2003年にベトナム初の日系会計事務所として設立されました。ベトナム国内に4拠点を有し、企業のベトナム進出支援から進出後の会計・税務・人事労務を中心としたコンサルティング業務、監査、M&A支援、撤退に関する相談までワンストップで提供しております。現在の契約社数は700社を超え、幅広い業種のお客様を支援してきた実績により、豊富な事例に基づいた助言を提案できることが強みです。

### DAM NGOC THY(ダン・ゴック・ティー)

I-GLOCAL CO., LTD.ホーチミン事務所 シニアコンサルタント

ホーチミン市人文社会科学大学日本学科卒業。ホーチミン市法律大学卒業。2008年よりI-GLOCALに入社。今まで100社以上の日系企業のベトナム進出支援を経験。進出とその後の人事・労務・法務、M&A案件における法務DD等を中心としたコンサルティング業務に従事している。

---

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。